

## 親族・家族・社会システム

—人類学的交換理論の論理とその拡張—

橋爪大三郎\*

### 1 はじめに

親族研究と家族研究とは、必ずしも十分な接点と交流とを保っていると言えないのが現状である。これにはいくつかの理由がある。まず、家族研究は主として家族社会学に担われるのに対し、親族研究は社会人類学に担われている。さらに、家族研究が事実上現代社会の家族を対象とするのに対し、親族研究は、「未開」社会、伝統社会にその材料の宝庫を見出してきた。しかし、とりわけ注意すべきは、両者の研究関心のずれ、ないしは相違であると思われる。家族研究が、とすれば、家族集団の考察に集中させる傾向が強いのにに対し、親族研究はより全体的な社会システムの在り様に視角を向ける傾向が強いと言えよう。

本稿では、① 親族研究の代表例として、いわゆる人類学的交換理論、主要には、C. Lévi-Strauss の親族理論を検討し、その論理構造を再構成することを試みる。そして② その理論がどのような点において特殊であるかを規定すること、またそれを通じて③ 人類学的交換理論を拡張し、その視角を一般化して、家族、社会システム一般の研究に有益な枠組みを築くこと、をめざす。

### 2 Lévi-Strauss の親族理論

Lévi-Strauss の親族理論は、今より30年前にその形をあらわし、『親族の基本構造』(1949)においてひとつの結実をみた。これは、すでに古典と呼ばれてよい問題の書であるが、残念なことに、そこに展開される親族研究の内容自体は、彼の後年の神話研究に較べてさえ、なおそれほど知られているとは思われない。

#### 『親族の基本構造』の成立

Lévi-Strauss がこの書を完成したのは、彼38歳のとき、1947年の初頭であった。それ以前、彼は、ブラジル中央部で約1年間人類学者としてのフィールド経験をつんでいるが、『親族の基本構造』は、その実地調査報告につぐ彼の2番目の著書である。この

\* はしづめ だいさぶろう 東京大学社会学研究科博士課程 『家族研究年報』No.1 1975

大部の論文の中で、Lévi-Strauss は、自ら調査してえたデータばかりではなく、すでに他の研究者たちの調査によって知られていた多くの親族関連データをも統一的に解釈するような一般的な理論枠組みを構築する、という壮大な試みに成功している。そして、そのような理論構成は、言語学の理論、ならびに、M. Mauss の贈与の理論を抜きにしては、可能とならなかった。

#### 「構造」言語学

Lévi-Strauss が1943年ごろアメリカ合衆国亡命中の R. Jakobson を介して知ったのは、Saussure に端を発し Troubetzkoy らによって発展させられた「構造」言語学の理論(殊に、その音韻論)であり、彼はそこから決定的な影響を被った。若い Lévi-Strauss にとっては、言語学こそは、もって人類学(およびその他の社会諸科学)の範とすべき先進科学にはかならず、言語学の諸成果を受容することは、人類学の当面する最大の課題である、と映ったのである。それはなぜであろうか。

Prague 学派の音韻論(phonologie)は、言語の第2次分節の単位——音素(phonème)という実在性——が、全く形式的な対立のシステム(le système des oppositions)にのみ依存して存立していること、そして、その個々の音素は、二項対立をなす弁別の特徴の同時的な束として構成されていること、を科学的かつ厳密に解明していった。こうした一連の試みの意味を反省するとき、それは、言語活動という人間固有の文化現象の基底に、音の社会的な構成体(範疇)を発見したことにはかならない、と行うことができる。Lévi-Strauss は、「構造」言語学の理論を咀嚼することにより、① 社会現象は、たとえ集合的、無意識的であっても、自然領域からの一種の切断の上に、明確な文化領域をなし、② 一定の構造を備えた純粹の形式性、規則(règle)として成立している、とする基本視角をわがものとした。すでに言語学の共有財産となったこのような方法を、同じく集合的な社会現象であり、かつ、必ずしもその全てが当事者において意識化されているとは言えない親族現象の解明に用いることをためらう理由は、すこしもなかったのである。このようにして、彼は「構造」人類学者としての姿をあらわすことになる。

多くの点からみて、『親族の基本構造』は、たしかに言語学的方法(構造的技法)を親族現象の解析に適用しようとした試みであると考えられる。というのは、そこにおいて彼は、① 個々の現象を切りはなして単独に説明するかわりに、それら要素の全体が構成するシステムの中で解釈すること、② 諸要素の表層的な関係にしかるべき変換を施して、伏在するより根源的な要素間の関係(=「構造」)に到達すること、③ そのような基本的な構造にもとづく種々の変型として、個々の具体的な現象を理解すること、をつねに試み、繰返し実行しているから、である。

#### 交流の理論

また Lévi-Strauss は、自らの理論のいまひとつの源泉、Mauss の『贈与論』(1925)から、着想の多くを受けとった。Mauss は、とくに固有の親族現象を論じたわけではなかったが、多くの「未開」社会が贈与の交換を社会生活の基本としている事実を直観

的に洞察した。Lévi-Strauss は、構造的手法を援用しつつ、親族の領域においてこの洞察を細密かつ具体的に実証している。すなわち彼は、近親姦禁忌 (incest taboo)、外婚制 (exogamy)、選好婚 (preferential marriage) の存立に関する古典的諸理論の自家撞着 (三すくみ) を論理的にのりこえ、「未開」社会の親族システムを、女性の交換という固有の機能をはたす有意義的なシステムとして把握する新しい理解を示した。さらにその発見を発展させ、女性以外にも記号の交換、物財の交換をつけ加え、それら3者を交換する交流 (communication) のシステムとして社会を再解釈する大胆な理論枠組みを構想するに至っている。

では、このような作業はどのようにすすめられたであろうか。われわれは、より具体的な検討をすすめ、Lévi-Strauss 理論の論理構造を究明しよう。その際、彼の議論が、言語学の場合とある程度並行に展開されている点に注意していく必要がある。

#### 近親姦禁忌

『親族の基本構造』皮切りの数章は、近親姦禁忌、婚姻規則の起源等についての古典的諸学説の検討にあてられている。これは、単に常識的に在来諸学説を集成しておくというふうなものではなくて、Lévi-Strauss の論理展開にとって必然的な位置を占めていると考えられよう。ちょうど自然に属する連続的な音が、人為的 (=社会的 = 恣意的) に区分され相互に対立のうちにおかれることによって、音素を構成するように、自然そのままの行動である結合 (union) もまた、そのいくつかのタイプがことさら対立のうちにおかれることによって、はじめて人間的な、有意義な行為、すなわち婚姻 (mariage) (ならびに禁止) となる。人類は自然的な集合態 (自然状態) から明確な社会状態 (固有の文化領域) へと飛躍をとげるが、そのような無秩序から秩序への移行の境界には、必ず規範が位置する、と Lévi-Strauss は考える。したがって、近親婚禁止 (la prohibition de l'inceste) がどのような社会にも見出されるという事実は、近親婚禁止が社会システムにとって決定的に重要な意義、一種の記号論的な意義を有していることを示す、と考えねばならない。あらゆる社会の家族、親族が近親婚禁止を前提として存立している以上、家族・親族現象を、ひとつの記号空間とみなし、その形式的な秩序 (= 文法) それ自身を考察の対象とする、という態度は、一般言語学と同様の正当な根拠を有することになる<sup>①</sup>。



図 1

#### 基本構造

ここで、Lévi-Strauss が『親族の基本構造』の中で実際に検討の対象としているのは、親族の「基本諸構造」(les structures élémentaires) という特定の対象にほかならないことを確認しておいた方がよいだろう。この基本構造とはどのようなものか? Lévi-Strauss 自身の説明によるならば、それは、配偶者 (となるべき者) が一定の親族関係も

しくは血縁のカテゴリーによって指定されているような社会の親族型、すなわち、配偶者との関係が社会構造の函数であるような婚姻規制をもつ社会の親族型をさす。そこで、基本構造をもつ社会を、基本社会とよぶことにしよう。

基本社会とは、どのような社会のモデルであろうか? 基本社会は、明示的な親族構造 (交換の構造) を有する社会であり、自らの統合をことに親族領域において達成しているような、社会システムの 1 特殊場合である。ただし決して、人間社会の祖型であるとは考えられるべきではない。Lévi-Strauss が基本構造をもつ社会として分析しているのは、オーストラリア、シベリア、ビルマ、満州等の諸社会であるが、われわれは、これらの社会がいずれも規模の小さい、単純な社会構成を有する社会であって、狩猟、採集、「原始」農耕のような貧弱な生活基盤の上に自己維持を行う社会であることに注目しておこう。このような社会においては、集団の物質的基盤の根源をなす女性の「適正」な配分が、とりわけ解決を要する緊要な課題として主題化される、と考えられる。配偶者を指定する積極的な婚姻規則は、集団間への女性の (再) 配分に社会が介入し、全ての交換主体の行動を制御するための規範情報である、と理解できるだろう。親族の基本構造とは、ある種の極限的な状況のもとで安定した人間的な社会を築こうとする人々が、資源配分の調和的な均衡と集団間の親和的な交流回路との実現をめざして集成的に形成した人間性の記号的表現形態である、とみなすことができる。Lévi-Strauss は、乏しい資源を最低許容水準において分かち合う社会再生産過程のこのような静的処理形態を備えた基本社会を評して、「冷たい社会」とよんだ。それ故に、彼は、このような社会のことを感動をもって語り、またひるがえって現代社会を批判するまなざしの根拠ともしているのである。

#### 限定交換システム・一般交換システム

婚姻が一個の交換行為であるならば、婚姻交換の集合をひとつの秩序へ統合する社会は、自らを交換システムへと形成することになる。Lévi-Strauss は、多くの基本社会の親族システムを分析した結果、そこに「限定交換システム」(le système de l'échange restraint), 「一般交換システム」(le système de l'échange généralisé), の 2 つの型の交換システムが存在することを実証し、また、論理的にはその 2 つ以外の型は存在しないことを示した。基本社会の交換システムは、なぜ、限定交換、一般交換の両システムに限られるのであろうか?

基本社会のようなきわめてサイズの小さな社会の婚姻においては、配偶者がなにがしかの血縁者でないことは、まず考えられない<sup>②</sup>。ところで血縁者は、論理的に言って、W<sup>③</sup>を父方親から選ぶか、母方親から選ぶか、両方親から選ぶか、の 3 通りのいずれかである。したがって、当該社会で生じうるすべての婚姻は、父方婚 (mariage patrilatéral) か、母方婚 (mariage matrilatéral) か、両方婚 (mariage bilatéral) か、のいずれかであることになる<sup>④</sup>。

また、血縁婚は、並行 (parallèle) 親との婚姻か、交叉 (croisé) 親との婚姻か、いずれかである<sup>⑤</sup>。基本社会においては、交叉婚と並行婚との間に意味対立が生じる。Lévi-

Strauss は、基本社会の生活集団が単系の集団形成原理を採用することを当然の前提としているので、(厳密な議論はより複雑なのであるが) 交叉/並行の対立が単系集団の外婚規制に対応して生じてくる、と言えるのである。

血縁婚は、すでに生じたある婚姻交換に媒介されて(あるいはその函数として)、後の世代に再び交換が生じたことを意味している。そこで、はじめの婚姻とそれにつづく婚姻との連関が問題となる。Lévi-Strauss は、一見区別する必要のないかと思われるいくつかの血縁婚の型が、実は、全く異なるタイプの交換であることを強調する。とりわけ、母方交叉イトコ婚と父方交叉イトコ婚との違いは、決定的に重要である。というのは、図2に明らかなように、父方交叉イトコ婚が既に行なわれた交換の向きを逆転させるのに対して、母方交叉イトコ婚は再び同じ向きの交換を再生産するからである。また、Z交換婚から生まれた子孫同士が再び縁組みをとり結ぶ場合には、両方交叉イトコ婚になることがわかる。

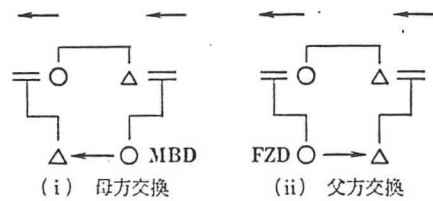


図2

[Lévi-Strauss, 1967: 511, Fig. 84]

ある社会の全ての交換主体がこれら父方婚、母方婚、両方婚のうちどの型かの婚姻交換を選好したり、社会がそれを規範づけたりするとすれば、その社会は総体としてある種の交換システムの様相を呈するであろう。両方婚だけが行なわれる場合を考えれば、その社会は、相互に直接女性を提供し合う2つ(もしくはその倍数)の交換集団に直和分割される。また、母方婚だけを行なう社会であれば、一方向に循環的に女性を贈与するいくつかの交換集団に直和分解される。Lévi-Strauss は、前者の場合を限定交換システム、後者を一般交換システムとよんだ。この2つの交換システムの交換経路の最単純な場合をそれぞれ模式的に示してみると、図3のようである。いわば両方交換は直取引、母方交換は信用取引と考えられる。それに対し、父方交換は短期貸付けであって、交換集団間の安定した関係を構成することができない(事実、父方婚を規定する社会は発見されていない)。このようにして、Lévi-Strauss

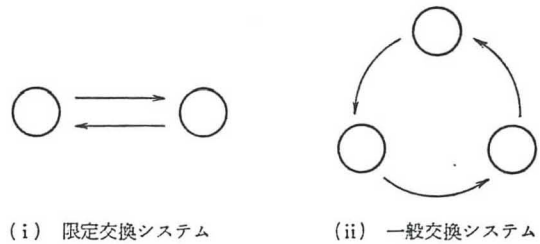


図3

は、① 両方交叉イトコ婚が限定交換システムを、② 母方交叉イトコ婚が一般交換システムを、それぞれ生成しうることを、また、③ 父方交叉イトコ婚は交換システムを生成しえないことを、論証しおこなっている。

以上をまとめて表1をうる。

表1

婚姻型	交換モード	交換システム
MBD婚	母方交換 } 片方交換	一般交換システム
FZD婚		
Z交換婚	両方交換	限定交換システム

縮約モデル

ところで、Lévi-Strauss はどのような論証手続きにもとづいて具体的な民族誌データを加工し、このような親族システムの構造を抽出することができたのであろうか? その有力な武器として、われわれは、彼の「縮約モデル」(modèle réduit)に注目すべきである。

Lévi-Strauss が自ら縮約モデルと名づける手法は、簡単に言えば、かつて L. H. Morgan が行なったような、親族呼称法 (kinship terminology) の諸特徴からそれに対応する特定の親族システムの構成を推定する仕方のひとつである。ただもちろん Lévi-Strauss は、Morgan と異なり、呼称法のさまざまなタイプの間に進化論的な時系列をみとめるわけでは毛頭ない。Lévi-Strauss の仕方は、呼称のシステムを、当該社会システムの不可分の1様相としてとらえ、類別化された呼称 (terme=項) の諸々の対立のなかから、その呼称法がシステムとしてもつ意味——当該社会の婚姻規則が通路づけている特定の交換タイプ——を発見しようとする手法である<sup>9)</sup>。縮約モデルは、なるべく多数の呼称をなるべく単純

な構造の図式に表示したもの [Lévi-Strauss, 1949:331]であって、たとえば最単純な MBD 婚システムは右のように示される(図4)。これは、一方向の交換サイクルを、メルカートル図法の如くに、平面上に伸展したものである<sup>12)</sup>。このモデルを下敷きにするにより、Lévi-Strauss は、種々の選好婚が暗黙の内に交換システムの存在をさし示していることを指摘することができた。

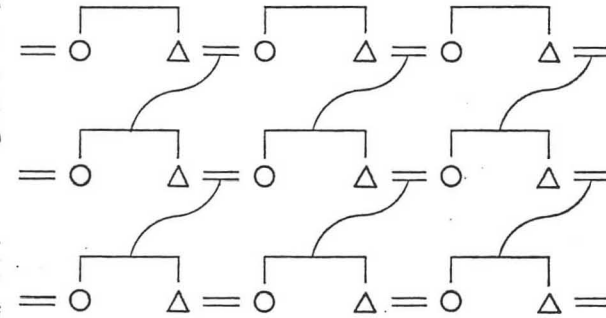


図4 縮約モデル

交換理論の帰結

限定交換システムは、婚姻クラス制を採用して交換の様態を精緻化していくならば、いくらでも複雑な構造をそなえることができるし、またそうした精巧なシステムの実例も数多く知られている。しかし Lévi-Strauss は、母方婚に基く交換システムの方が、より多くの交換主体をシステムに統合することが可能である点で、より「一般」的であると考えた。われわれは、社会の全成員をいちいち客観的な血縁範疇に分類しなければ

ならない限定交換システムに較べ、一般交換システムの方が、交換過程を制御する規範情報が単純で経済性はるかに高い、と考えられる点を確認しておこう。いずれにせよ、基本構造のなかでは特に一般交換システムが、他の社会システムモデルと連続する可能性があると言えるであろう。

つぎに、われわれは、基本構造モデルが社会システムの中に2重の分節をみとめており、したがってまた2重の統合の水準を設定している点に注目すべきである。統合の第1水準は、集団内統合とも呼ぶべきものであり、諸個体が、生活集団であると同時に交換主体でもある(もしくは、それらの複合である)親族集団に帰属し、統合される水準である。第2水準は、集団間=社会系内統合とも呼ぶべきものであり、この水準において、第1水準の統合において成立する諸交換主体が、所定の規則に従って、交換システムへと統合される。Lévi-Strauss 以前の研究者たちは、主として第1水準の統合の在りかたにその関心を集中させ、第2水準の統合にまで目を向けることが少なかった。それに対して、交換理論は、この第2水準の統合構造(syntagme)を固有の考察対象としたのである③。

このような視角から、われわれは、親族の要素として Lévi-Strauss が提示した「親族原子」(l'atome de parenté) 概念の意味を解釈しなおしておくのもよいであろう。第1水準の統合にもとづく集団は、その成員の欲求を一定程度充足させているにしても、つねに、欲求の完全な不充足状態(近親婚禁止)をその成員のなかに再生産しつづける。そのことによって、どの成員も、自らの帰属する親族集団をこえて、外社会との関係(婚姻交換)をとり結ぶようさしむけられている。ある個体に ego として注目するならば、その個体を中心にした社会関係の束は、少くとも、集団内禁忌/集団間交換、の対立にみあう一群の対照的な諸関係(すなわち、血族/姻族関係)、および、継承/非継承、の対立にみあう一群の対照的な諸関係(父方親との関係/母方親との関係)、という範疇的対立を含むはずである。そのような(関係もしくは、態度)の同時的対立をひとつの図表に結合させるとき、有名な図5を

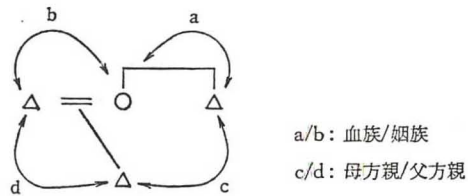


図5 親族原子

うる。したがって、この「親族原子」は、どのような意味でもある実体的な集団(第1水準の統合体)と対応するモデルなのではない。それは、ある個体がおよそ親族システムのただなかで婚姻交換の当事者となる限り立ちあわざるをえない社会関係の集合を模式化したものなのである。

### 3 交換理論の拡張

Lévi-Strauss の交換理論は、多くの含意をはらみ、またさまざまな発展可能性を秘めていると思われる。しかし、彼の理論は、基本構造をめぐるあくまでも特殊なもの

にとどまっておき、われわれの社会のような、基本構造とは異なった構成を有する社会への性急な適用を許すものではない④。それゆえ、次に、われわれの社会における交換メカニズムが、基本社会の交換システムと、どのような関係にあるのか、を明らかにしていく必要がある。

### 一般交換システムの転態

交換の社会モデルとしての基本構造は、あえて言うならば、1財交換モデルであったとすることができる。1財交換は、何ものかを獲得するための交換ではなくて、交換のための交換、交換行為それ自身を目的とする交換である。Lévi-Strauss は、人間把握の基底に、このような交換を実現せざるをえない人間本来の社会性を見出し、それを互酬性(réciprocité)の原理、と名づけた。ところが、社会生活の物質的基盤が変化するに伴って、基本構造にかわる交換システムのモデルが妥当するようになってくる、と考えられる。たとえば、市場は、①多財の②無方向的な交換システムである点が、基本構造と異なると言えよう。ここで、一般交換システムが、①女性以外の財の交換を含め、また②交換経路を複合化することによって、上述の市場型交換システムへと連続的に転態していく可能性を孕んでいるのではないかと考えてみたい。

一般交換システムは、一方向の交換(母方婚)に基くものであった。それ故、このシステムにおいては、両方交換の場合と異なり、交換主体は他の特定の交換主体と与え手-受け手の関係によって結ばれている。すなわち、そこでは交換主体間の関係が非対称である(相互に可換ではない)、と言える。このため、一般交換システムを有する社会の中には、女性の与え手が受け手に対して優位(あるいは劣位)に立つことが定まっている社会が多く見られる。通常の一般交換システムとして交換サイクルが閉じている限り、こうした与え手-受け手の優劣が、統合構造を変化させることはない。しかし、当該社会内に階層分解が生じている場合には、一般交換システムの一方向交換サイクルがいわば上下に向かって螺旋状にひきのばされた形となり、容易に昇嫁婚制、もしくは降嫁婚制に転化しうる[Leach, 1951]。そういう場合には、威信の配分と女性の配分とを同時に実行するシステムが生成していると考えられよう。

もう1例、婚資(bridewealth)を伴う婚姻交換を考えてみよう。いま、最単純な一般交換システムで、女性の交換経路と婚資の交換経路とを图示してみると、次のようである(図6)。婚資は、女性とひきかえにあらゆる交換主体の間をへめぐることによって、交換を促進する触媒機能を果たすものと考えられる。婚資は、当該社会において交換力の標識とみとめられた物財であるから、単に記号的財貨でありさえすればよく、それ自身の使用価値はさしあたり問題とならない。

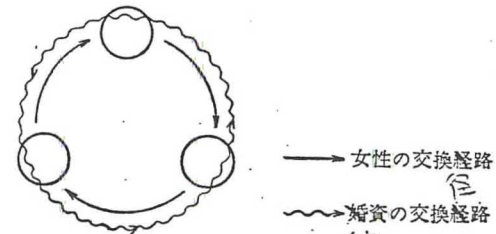


図6

この婚資が、家畜や土地など重

要な生活資料、剰余生産物、生産手段である場合を想定してみよう。その場合には、この婚資そのものが、女性と同じくひとつの緊要な資源として、交換主体の配慮をひきつけずにはおかない。すると、一般交換システムは、そのまま2財交換システムとして機能する。そして、個々の交換主体の交換行為が、自らの提供する女性(婚資)に対してより有利な婚資(女性)を対価としてえられるかどうか、を基準にして行なわれるようになるとすれば、親族的な交換システムの構造(規範づけられた交換経路)が消滅し、それにかわって、一種の自由市場が出現することになる。アフリカの購買婚(purchase marriage)制はこれにあたると思われる。

#### 資源配分と交換システム

このように、基本社会以外にもさまざまな交換システムを有する社会が存在することを考慮して、われわれは、社会システムの資源処理形態に注目しながら、次のようないくつかのモデル化をためしに考えてみることもできるかもしれない(表2)。ここでわれわれは、先にのべた統合の第1水準に対応する資源処理メカニズムとして、資源の(内)配分を、また第2水準に対応するメカニズムとして、資源の(外)交換を、それぞれ想

表 2

社会モデル	緊要な資源	その要交換性	資源処理形態		
			交換システム	その規範化	配分メカニズム
基本社会	女性	高	基本構造 (限定交換システム 一般交換システム)	交換の方向	親族組織内配分 (相配)
農業社会	土地	低			
牧畜社会	(家畜 女性)	高	購買婚システム		
産業社会	生産物商品 女性	高	市場システム 核家族制	価格(交換の比率) 一夫一婦制 (交換の比率)	

定することができるであろう。この2つの統合の接点、2つの資源処理メカニズムの結節点に、当該社会の主要な資源処理主体となる集団が位置すると考えられる。それは、たとえば基本社会においては、単系集団(もしくは婚姻クラス)であり、産業社会モデルにおいては、企業ならびに核家族である、等々である。

交換理論を拡張してえた以上の図式化を約言すれば、次のようになろう——社会システムが、人間を含む自然過程に干渉する仕方のひとつとして、資源処理システムを設定する。ここで、社会システムが統合の2重の水準を含むことに対応し、資源処理の形態に、① 集団間の資源の移転メカニズム(交換システム)によって担われる部分、② 集団内の資源の配分によって担われる部分、の2つがあると考えられる。ある社会システムがどのような資源処理形態上の特性(構造特性)を有するかは、その社会で緊要とされる資源がいかなる処理メカニズムに適合的であるか、またそこでどのような規則に基いて

処理されるか、に依存して規定される、と解釈する——。

#### のこされた課題

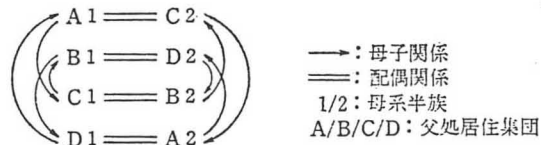
以上のべたように、交換理論を拡張しながら家族研究の位置をとらえかえそうとするならば、どのような課題がみえてくるであろうか。おそらく、社会システムの中に、ひとつの制度体としての(核)家族制を位置づけ、両者の相互作用連関を明確に規定し把握すること、がその中心的な課題になると言ってもよいであろう。具体的には、① 産業化に伴い核家族化が進行するという経験的な事実を、どれ程綿密な要因連関によって説明できるか、また、② 早婚、離婚(の増加)、高齢家族、欠損家族、要保護家族、単身者、合体家族、コミュン家族、等々(の大量発生)、が社会システムにどのような変化を与え、またそこから反作用を与えられるか、さらに、③ スワッピング、同性愛、婚前交渉、婚外交渉、婚外出産、中絶、ビル、人為受胎、生命科学、等々と家族制、社会システムとの関連をどうとらえるか、④ 家族にかかわる種々の慣行、社会制度、制禦手段、たとえば、葬制、相続及び相続法、私有財産制、税制、給与体系、戸籍・名称システムなどが、家族制と最適に対応しているかどうか、また、最適に対応するための条件はなにか、を探っていくことが考えられよう。その作業にあたっては、交換理論の示唆は有益であろうと思われる。

#### 注

- 人間の発話能力(話す能力)——一種の分節能力、ないし、範疇形成能力——を前提とすることなしに、言語現象を説明する理論を満足に組み立てることができないと同じように、Lévi-Straussの親族理論もまた、一種の禁止能力(=交換能力=女性を離す能力=社会能力)を論理的に前提としている、と考えるべきであろう。われわれは、彼のいう禁忌をそのような能力、禁止をその具体的な発現、と考えておく。
- 血縁婚と近親婚とは、誤解されやすいのとは逆に、全く相異なる概念である。だからこそ Lévi-Straussは、近親婚(=禁婚)が、自然的事態をさすものでなく、記号空間における実在であることを周到にも示しておいたのである。
- 社会人類学の慣用に従い、本稿でも次の略号を用いる。F: 父 M: 母 S: 息子 D: 娘 B: 男キョウダイ Z: 女キョウダイ H: 夫 W: 妻
- 父方婚という場合、男性の ego からみて W が父方親、たとえば FZD であるような婚姻をさすのが通例である。女性の ego からみれば、この父方婚が父方親との婚姻を意味しない点に注意すべきであろう。母方婚の場合も、男性を ego において考える点、議論は全く同様である。また、特にことわらないまま、父方婚、母方婚、両方婚の用語を、交叉(イト)婚に限定して用いることがある。
- 並行とは、同性のキョウダイ(B-B、または Z-Z)の子孫同士の関係をいい、交叉とは、異性のキョウダイ(B-Z)の子孫同士の関係をいう。交叉/並行の概念は対称であるので、ego が男性であるか女性であるかに依存しない。
- 諸々の民族の親族呼称法に、Hawaii 型、Eskimo 型、等いくつかの類型をみとめ

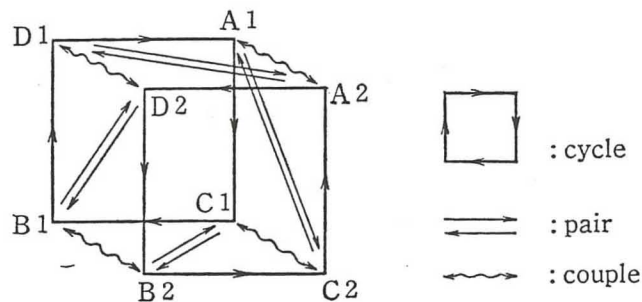
うることは、すでに知られていた [Lowie, 1928]。そうした分類は、オチ、オバ、イトコに対する呼称の弁別的な特性——たとえば、MBD と FZD とを区別するか、等々——に注目して行なわれていたが、それらの意味するところは明確にはつかまわれていなかった。それに対して、Lévi-Strauss の解釈は、もはや分類学的 (taxonomique) ではなく、システムのかつ包括的である。彼は、おのおのの呼称法を対立しあう一連の範疇のシステムとして再構成し、そのようにしてえた呼称システムを交換システムと対応づけることに成功している。この作業は、呼称システム——当該社会の中で共有されている、当人中心的な関係の認知図式 (ego-centered cognitive map)——を、交換集団間の客観的な社会統合図式に変換する操作にほかならない、と規定しておくのがよからう。

7) 縮約モデルは一般交換システムを表示するためのモデルであった。が、それに対して、限定交換システムのためのモデルを、Lévi-Strauss は考案していないと思われる。そこで私は、特に多くの婚姻クラスを伴う場合の限定交換システムを表示するに好都合な立体モデルの使用を提唱してみたい。限定交換システムのひとつに、8つの婚姻クラスをそなえた、いわゆる Aranda 型システムがあるが、それは次のような婚姻規則を有することが知られている。このシステムは、可婚者を婚姻クラス



[Lévi-Strauss, 1962: ch. 2]

により積極的に指定することによって、MMBDD (母方第2交叉イトコ) 婚型の婚姻を規範化するシステムである。Leenhardt の報告によれば [Lévi-Strauss, 1967: 148], これらカテゴリーの間に、原地 Aranda 族の人々は、cycle (M → D), pair (W - H), couple (F → S), という関係を概念化している、という。これらの関係をも表示し、あわせて Aranda 型交換システムの交換経路をも表示するために、上の婚姻規則に変形を施して、ひとつの3次元モデルを構成し、それを Cubic Model と呼ぶことにしたい。このモデルは、① 婚姻クラスによって交換を行うような全ての交換システムを簡潔に表現することが可能であり、② それらモデル相互の比較、変



換、合成を表示するのに便利であり、③ Murngin システムの解釈に関する Lévi-Strauss の若干の誤謬を発見し、明瞭に指摘することを可能にする、等の利点を有している。この表示によれば、一般交換システムが交換集団の婚姻運命を性別により2分割して交換サイクルを形成するのに対し、この限定交換システムが、それと直交する系譜による2分割を採用して交換サイクルを形成していること、そしてその結果、非調和 (dysharmonique, すなわち、居住規則と出自規則とが合致しないこと) とならざるをえない事情も、容易に理解できる。

- 8) 交換理論の注目すべき帰結のひとつとして、交換主体である集団が自己を統合する出自規則に母系、父系いずれの系譜原理を採用しても機能的に等価である (すなわち、親族構造の関与的 (pertinent) な特性とはならない)、という認識が導かれる。系譜原理は、その本性上、全体社会をいくつかの下位集団に分割する原理であり、第1水準の統合を規定するだけのものである。したがって、交換システムという第2水準の統合構造を問題とする限りでは、いずれの出自規則も交換単位を形成する機能を果たしている点で区別する必要がないのである。
- 9) この点に関しては、Lévi-Strauss 自身においても誤算があった。彼は、基本社会以外の社会を、「複合構造」(les structures complexes) を有する社会と規定し、『親族の基本構造』につづく書物においてその婚姻交換システムの構造を分析する、と予言したものの、ついにその作業を途中で断念するほかなかったのである。
- 10) 2重統合にもとづく社会システムの図式をいますこし敷衍してみよう。基本社会において、個体は、交換集団 (ある特定の親族集団) に帰属することを通じて、はじめて (女性の) 交換力を獲得する。ところで、女性の存在をひとつの端的な生産力と規定するとすれば、基本社会の構造と産業社会の構造との間に、論理的にパラレルな関係を見出すことができる——すなわち、いずれのシステムも、ともに生産力を交換力に転化させるメカニズムを擁していると言える。市場システムにおける交換主体——企業——を、第1水準における統合体と考えよう。賃労働者自身は、当初何らの交換力を有しないが、特定の企業に帰属し生産に寄与することによって、応分の交換力 (money) の配分を受ける。企業の生産活動が単能であるため、企業は、自身で成員の欲求を全て満たすことはできず、成員のうちつねに欲求の不充足状態 (有効需要) を再生産しつつけるが、また自らは、社会的交換システムのなかへ統合される以外に存立しえない、等々——。

また興味深いことに、親族領域をみると、産業化に伴って、交換主体としての親族組織が解体し、自立した原子的交換主体としての個々の核家族へと転成していく、と考えられるのに対し、商品市場においてはちょうどそれと逆に、資本制の成熟に伴い、当初の原子的な無数の交換主体が次第にその自前の交換力を喪っていき、寡占体や政府が徐々に有方向的な交換のシステムを形成しつつあるかに見えることである。この2つの過程が同時に進行することの根拠を、次のように考えることもできるかもしれない。すなわち、労働力の商品化とは、企業が諸個体に自由な交換力を与えることを意味したため、産業化の進展は、核家族をこえる規模の実体的な親族集団 (資源の内配分メカニズム) 形成を阻害することになるから、と。

市場による交換システムは、近代経済学の一般均衡理論によって分析されてきた。

が、その対極にある親族システムを解明した人類学的交換理論の基礎視角を、その補完的な武器のひとつに加えることができるのではないか。それによって、一般均衡理論の諸前提が妥当しにくいいくつかの場合、たとえば、独占体制、計画理論、国際体系などを検討する場合の枠組みを、多少なりと広げることができるかもしれない。

## 文 献

- 有地亨, 1959「クロス・カズン婚 (cross-cousin marriage) の意義——レヴィ・ストロースの親族構造を中心にして——」『法政研究』25(2-4): 167-188.
- Fox, R., 1967, *Kinship and Marriage*, Penguin Books.
- 橋爪大三郎, 1973「初期レヴィ・ストロース研究——『親族の基本構造』を中心にして——」未発表。
- Leach, E., 1951, "The Structural Implications of Matrilateral Cross-cousin Marriage." In Leach, E., *Rethinking Anthropology*, Athlone Press. 青木保・井上兼行訳, 1974『人類学再考』思索社。
- Leach, E., 1970, *Lévi-Strauss*, Fontana/Collins. 吉田禎吾訳, 1971『レヴィ・ストロース』新潮社。
- Lévi-Strauss, C., 1945, "L'analyse structurale en linguistique et en anthropologie," *Word*, I-2: 1-21. 佐々木明訳, 1972「言語学と人類学における構造分析」荒川幾男他訳『構造人類学』みすず書房, 37-61.
- Lévi-Strauss, C., 1949, *Les structures élémentaires de la parenté*, Presses Universitaires de France. 橋爪大三郎訳『親族の基本構造』未発表。
- Lévi-Strauss, C., 1962, *Le totémisme aujourd'hui*, Presses Universitaires de France. 仲沢紀雄訳, 1970『今日のトーテミズム』みすず書房。
- Lévi-Strauss, C., 1967, *Les structures élémentaires de la parenté*, 2<sup>e</sup> édition, Mouton.
- Lévi-Strauss, C., 1973, "Réflexions sur l'atome de parenté," *L'homme*, XIII-3: 5-30.
- Lowie, R. H., 1928, "A Note on Relationship Terminologies," *American Anthropologist*, 30: 263-267.
- 馬淵東一, 1968「オナリ神をめぐる類比と対比」, 金関丈夫博士古稀記念委員会編『日本民族と南方文化』平凡社, 669-698.
- 丸山圭三郎, 1971「ソシユールにおける体系の概念と二つの〈構造〉」『理想』456: 26-43.
- Mauss, M., 1925, "Essai sur le don: forme et raison de l'échange dans les sociétés archaïques," *L'année sociologique*, n. s., I: 30-186. 有地亨他訳, 1973「贈与論——太古の社会における交換の諸形態と契機」『社会学と人類学 1』219-400, 弘文堂。
- Mounin, G., 1968, *Saussure ou le structuraliste sans le savoir*, Éditions Seghers. 福井・伊藤・丸山訳, 1970『ソシユール: 構造主義の原点』大修館。
- Needham, R., 1962, *Structure and Sentiment: a test case in Social Anthropology*, University of Chicago Press.
- Scheffler, H. W., 1966, "Structuralism in Anthropology," *Yale French Studies*, 36-37: 66-88.
- 清水昭俊, 1975「婚姻と血縁の展開——家族・社会・共同体の構造——」『伝統と現代』33: 102-115.
- White, H. C., 1963, *An Anatomy of Kinship: Mathematical Models for Structures of Cumulated Roles*, Prentice-Hall.
- 吉本隆明, 1970「南島論——家族・親族・国家の論理——」『展望』144: 78-114.

## 大河内学説への家族論的アプローチ

### ——社会政策と家族——

粒良志保美\*

### 1 大河内学説再検討の今日的意義

家族研究に対する問題関心を、家族を一つの単位として、その内部に向けられるものと家族を1構成要素とするより広い外部システムの中に家族を位置付けようとするものとに2分した場合、少なくとも理論的には前者の問題関心に導かれる研究の方が一歩先に進んでいるように思われる。しかし、今日、経済と言わず社会と言わず変動の激しい時期にあって、社会変動と家族変動との相互規定性が家族研究の重要な研究課題とされ、また老人問題、主婦層の就業化など、家族問題であると同時に福祉問題、労働問題等々でもあるといった問題が析出しているなかで、後者の問題関心に導かれた理論研究は、現代家族研究の緊急課題であると言えよう。すでに老人問題等具体的諸問題を分析するなかで、家族とそれをとりまく外部システムとの関係を明らかにした研究は数多いが、理論研究の蓄積は、それに比して乏しく遅れていると言わねばならない。

理論化の方法は様々あると思われるが、隣接諸社会科学の研究成果をとり入れるのも有効な方法の一つであると考えられる。本稿は、そのような試みの一つであり、すでに体系的理論化が大成されている大河内一男の学説(大河内の数多い業績の内、本稿でとりあげるのは社会政策論と国民生活の理論である)のなかに、そこに主題化されていない家族を明確に措定し、再構成を試みるという方法によって社会政策と家族との関係を明らかにしようとしたものである。それは、単に社会政策論の研究成果を一方向的に利用することとどまらず、同時に、社会政策論に於いて従来看過されていた点や誤謬を明らかにすることでもある。

まず、何故大河内学説をとりあげるのか、それも社会政策論と国民生活の両者を取りあげるのか、その理由と今日的意義を述べることにしたい。

従来、大河内が一貫した問題関心のもとに展開した理論でありながら、社会政策論と国民生活の理論とは相互に独立にとりあげられることが多かった。それは社会政策研究に於いても、生活研究に於いても、また社会保障、社会福祉研究に於いても、さまざまな誤謬を生み出す原因となっている。大河内の一貫した問題関心とは労働力再生産理論の展開であった。隅谷三喜男はその最も忠実な後継者としてあげることができるであら

\* つぶら しほみ 東京大学社会学研究科博士課程